



記者配布資料

平成22年8月5日

大阪経済記者クラブ会員各位

(同時提供：名古屋・京都・神戸の各経済記者クラブ)

名京阪神4商工会議所による 「平成23年度中小企業関係施策に関する要望」建議について

【お問合せ先】

大阪商工会議所 経済産業部（近藤・高橋）

TEL：06-6944-6304

【概要】

- 大阪・名古屋・京都・神戸の4商工会議所は、本日付で「平成23年度中小企業関係施策に関する要望」を内閣総理大臣、経済産業大臣はじめ政府関係機関・与党幹部などに連名で建議する。
本要望は、例年、各会議所の担当委員会（大阪商工会議所は中堅・中小企業委員会＝委員長：更家悠介・サラヤ(株)社長）が連携して、翌年度の政府予算案の概算要求を前に取りまとめているもの。
- 要望では、4会議所の共通認識として、「強い経済」の復活に向け、国と地方が一体となった機動的・継続的な中小企業施策の実施が不可欠である、とした上で、関西・中京圏においては、地域の強みや特性を活かした先進的な取り組みがなされており、これらを中小企業全体のイノベーションにつなげていくことが肝要とのスタンスを示している。
- こうした観点から、新しい成長分野への中小企業の円滑な参入促進策はもとより、雇用や仕事を生む有効需要の創出、金融支援をはじめとした中小企業の経営基盤強化に向けた支援など、合計33項目（うち新規項目17＝★印）の実現を求めている。
- なお、4商工会議所は8月25日に、中小企業庁幹部らを招いて「第49回名京阪神4商工会議所中小企業懇談会」（於：ラヴィーマーナ神戸／神戸市中央区神戸空港8番2号）を開催し、本要望の実現に向けて直接働きかけを行う予定。



【主たる要望項目】

I. 効果的な需要創出策の展開

○アジアを中心とする世界市場開拓支援による需要創出（本文1ページ）

新興国の中間層やBOP（Base of the Economic Pyramid）などボリュームゾーンマーケットに挑戦する中小企業を後押しするため、現地の顧客ニーズ把握や販路の確保、海外特許の調査・申請手続きのサポート、金融支援などを一層拡充すべき。

II. 中小企業の経営基盤強化に向けた支援

○「中小企業憲章」を受けた政府全体での中小企業対策の精力的取り組み（本文3ページ）

中小企業対策費を大幅に拡充するとともに、幅広い現場の声を聞き、中小企業のニーズを政策に迅速・的確に反映、推進する首相直属のラウンドテーブルを創設すべき。

○中小モノづくり産業への製品化・量産段階での支援策の抜本強化（本文6ページ）

研究開発・特許取得促進はもとより、成長分野における設備投資に関し、減価償却の加速化や助成金など税制・予算両面での支援策を思い切って拡充すべき。

○サービス産業のイノベーション促進（本文7ページ）

サービス産業のイノベーション促進に向け、地域のプラットフォームの運営支援や公的な推進拠点の強化、税制・予算両面での支援拡充などに努めるべき。

III. 経営環境の変化に対応した中小企業の振興

○工場集積の維持・拡充に向けた施策強化（本文9ページ）

一定規模以上の工場集積地については住宅よりも工場立地を優先させ、産業競争力の維持・向上を目指した土地利用策を検討すべき。また、工場跡地を行政が取得ないしは借り上げ、貸し工場を建設するなど、産業集積を維持する方策を検討すべき。

IV. 地域の特性を活かした地方再生・活性化への支援

○医療・ライフサイエンス産業への支援および中小企業の参入促進（本文9ページ）

医療機器開発を後押しする、業種や企業規模を越えたアライアンスを促進すべき。また薬事法に基づく承認について、迅速化すべき。

○大阪湾岸地域（パネルベイ）における環境関連産業の振興（本文10ページ）

大阪湾岸地域を次世代を担う先端産業の戦略拠点として振興するため、工場立地規制の大幅緩和、関連予算の傾斜配分など、幅広い分野での施策を集中的に展開すべき。

以上

（添付資料）「平成23年度中小企業関係施策に関する要望」

平成23年度中小企業関係施策に関する要望

京都商工会議所
大阪商工会議所
神戸商工会議所
名古屋商工会議所

わが国経済は、未曾有の経済不況から、各種の緊急経済政策が功を奏し、ここにきて、ようやく持ち直しの動きが見られるようになった。

しかしながら、ギリシャの財政問題を機に国際金融市場が再び不安定さを強めていることに加えて、政策効果の一巡に伴う景気の頭打ちが懸念されるなど、依然として先行きは不透明な状態にある。

加えて、昨今の財政状況や少子高齢化の進展、環境・エネルギーの制約など、わが国の将来に対する不安感や社会を覆う閉塞感は未だに払拭されておらず、資金面や技術面、人材面に乏しい中小企業は引き続き厳しい状況に置かれている。

このため、「強い経済」の復活に向け、国と地方が一体となった機動的・継続的な中小企業施策の果敢な実施が何より不可欠である。

また、関西・中京圏においては、地域の強みや特性を活かした地方再生・活性化に向けた先進的な取り組みがなされており、これらを中小企業全体の発展やイノベーションにつなげていくことが肝要である。

かかる観点から、我々名京阪神の4商工会議所は、下記の諸施策の実現に向けて、特段の配慮が払われるよう強く要望する。

(★印＝新規要望項目)

I 効果的な需要創出策の展開

中小企業を取り巻く経営環境が依然厳しいなか、金融面での支援策はもとより、国内産業の振興を図り、雇用や仕事の増大をもたらす有効需要の創出につながる以下の施策について、特段の配慮をされたい。

1. アジアを中心とする世界市場開拓支援による需要創出 ★

中小企業が新たなビジネスチャンスを得るためには、急速な成長を遂げるアジアを中心とする世界市場に視野を広げ、これらの発展を自らの成長に取り込んでいくことが肝要である。

とりわけ、今後高い成長が期待できる新興国の中間層やBOP (Base of the Economic Pyramid) などボリュームゾーンのマーケットに挑戦する中小企業を後押しするため、現地の顧客ニーズ把握や販路の確保、海外特許の調査・申請手続きのサポート、金融支援などを一層拡充されたい。

また、グローバル化に対応し、市場開拓に取り組む中小企業を後押しするため、以下の施策に注力されたい。

- ①きめ細かい相談・情報提供体制の更なる充実
- ②海外貿易開発協会の専門家派遣事業における派遣期間の延長及び補助率の引き上げ
- ③経済連携協定(EPA)の推進を図るほか、中小企業の認知度・利用向上のため、広報強化、原産地規則が分かりやすく解説された業界別ガイドスマニュアルの作成及び中小企業へのサポート体制の充実
- ④在外公館のビジネスサポート機能の抜本強化

2. 観光振興

(1) 観光振興支援策の拡充 ★

成熟した消費者行動のニーズを満足させる旅を提供していくためには、「地元の日常」を素材として、地元で評判の高いグルメや、そこでしか味わえない体験などを商品にしていくことが求められる。

このため、地域が主体となって、新しい観光資源の掘り起こしや情報発信を行う「着地型観光」をより一層推進していくことが肝要である。

については、地域名産品の開発、地元で密かに人気を集めているスポットや楽しみ方の発掘、マーケティング調査など、地域の特色を活かした魅力ある観光メニューの提供や、観光客ニーズの多様化に対応した取り組みに対する支援策について、一層の拡充を図られたい。

また、産業観光はもとより、ヘルスツーリズムやエコツーリズム等の新たな分野の観光振興についても、鋭意努められたい。

(2) MICE誘致・開催の推進 ★

国際観光政策の大きな柱であるMICE (Meeting、Incentive、Convention、Exhibition) の推進は国際観光の振興とともに、地域経済の活性化に大きな効果が期待される。

政府においては、平成19年6月に「観光立国推進基本計画」を策定されるとともに、平成21年7月には「MICE推進アクションプラン」をまとめ、2010年を「JAPAN MICE Year」としてMICE全般を推進されているところである。

については、これをマイルストーンとして、誘致・開催に関する支援、施設整備、人材育成をはじめ、将来に亘りMICE振興に向けた取り組みを強力に推進されたい。

3. 中小企業の官公需受注機会の確保 ★

官公需について、中小企業の受注機会の増大を図ることは、中小企業の経営安定に大いに資するものであり、以下について配慮いただき、その推進を図られたい。

- ①中小企業に対する十分な事業枠の確保

- ②「官公需情報ポータルサイト」の一層の充実をはじめ、発注情報の効率的提供、国・自治体を通じた受注手続き・様式の統一化
- ③入札参加資格審査における技術面で優れた中小企業の参入機会の確保
- ④新規参入希望企業への相談指導體制を充実、とくに電子入札への中小企業の円滑な対応

Ⅱ 中小企業の経営基盤強化に向けた支援

1. 全国レベルでの小規模対策事業予算の十分かつ安定的な確保

厳しい経済情勢のなか、小規模企業対策は地域経済と雇用を守るセーフティネットであり、全国レベルで十分かつ安定的な実施体制や予算が確保される必要がある。

しかしながら、三位一体改革後、税源移譲で補助金が全て都道府県によって決められることになり、地域によってその水準に大きな格差が生じている。

については、小規模企業対策に対するナショナルミニマムを守る意味からも、国が責任を持って、全国的な基準や指針を都道府県に対し提示・指導するなど、格差の是正に取り組まれるとともに、小規模事業経営支援事業の実施体制や予算確保に向けた働きかけを積極的に行われたい。

2. 「中小企業憲章」を受けた政府全体での中小企業対策の精力的取り組み ★

「中小企業憲章」制定を歓迎するものであるが、肝心なことは同憲章の理念を中小企業基本法への反映など個別具体的な政策に落とし込むことである。

このため、地域経済団体などとの連携を一層強化しつつ、政府全体で具体的な中小企業対策の拡充・強化に全力で取り組まれたい。

その具体的施策の第一弾として、中小企業対策費を大幅に拡充するとともに、中小企業や地域経済団体など幅広い現場の声を聞き、中小企業のニーズを政策に迅速・的確に反映、推進する首相直属のラウンドテーブルを創設されたい。

3. 「中小企業施策」の適用対象の拡大 ★

中小企業基本法で定める中小企業者の定義を超える「中堅企業」は、体力が大企業に比して十分でない一方、金融支援策や技術開発補助金など様々な「中小企業施策」の対象外となっている。他方、こうした中堅企業は地域経済の要となっている場合も多く、その振興は重要な産業政策であると考ええる。

そこで、「中小企業憲章」制定を機に、「中小企業施策」の適用対象について、改めてニーズ調査・研究の機会を設けるとともに、実態に即した適用対象の拡大と中小企業対策予算の増額を図られたい。

4. 中小・中堅企業の金融対策

(1) 資金繰り対策の継続と拡充

景気対応緊急保証制度や各種融資制度の拡充は、中小企業の経営安定に一定の効果을挙げているものの、デフレの継続や個人消費の低迷等により、中小企業、とり

わけ小規模企業は依然として非常に厳しい経営を余儀なくされている。

今後も資金繰り対策に万全を期すとともに、経済情勢に応じ次の措置を講じられたい。

- ①景気対応緊急保証制度、日本政策金融公庫セーフティネット貸付の取扱期間延長・強化
- ②小口零細企業保証制度の保証限度額の拡大(現行 1,250 万円→2,500 万円)
- ③マル経の商業・サービス業における従業員要件の拡大(現行 5 人以下→10 人以下)
- ④政府系金融機関における第三者保証人等を不要とする融資制度の上乗金利の軽減
- ⑤創業・ベンチャー企業に対する融資・保証制度の拡充
- ⑥激甚の指定が出る前において行われる地震等の災害、および新型疫病等発生時の危機対応型保証制度の創設 (100%保証)
- ⑦信用保証協会、日本政策金融公庫の一層の財務基盤強化

(2) 借入返済負担軽減の促進 ★

中小企業金融円滑化法の施行に伴い、金融機関により借入金返済負担の軽減をはかる条件変更への柔軟な対応がなされている。

こうしたなかで、平成 23 年 3 月とされている同法の期限延長を図るとともに、未だ不安視する企業が多い条件変更後の追加融資についても、積極的に実行されるよう円滑な対応をお願いしたい。

また、国・地方自治体などの公的融資や民間融資、信用保証協会の保証種別等、種類に拘わらない借換による複数債務の一本化の促進についても関係機関に働きかけられたい。

(3) 責任共有制度に係る融資の適正な貸出についての円滑な対応

厳しい経済環境のなかで、大企業に比べ資金調達方法に限りがある中小企業にとって、信用保証制度は大きな役割を果たしている。

こうしたなかで、景気対応緊急保証制度については、金融機関にリスクがないため積極的な融資姿勢が続いているが、同制度の取扱終了後は、貸し渋り等が懸念される。

責任共有制度による貸出姿勢消極化の弊害で、信用保証制度の趣旨が妨げられることがないように、金融機関による保証付き融資の適正な貸出について、円滑な対応をお願いしたい。

5. 雇用のセーフティネット施策の継続・拡充

(1) 雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定助成金)制度の継続拡充

緊急雇用対策として、平成 20 年に創設された中小企業緊急雇用安定助成金については、未だ対象となるべき中小企業が多いことから、同制度の維持継続を図られたい。

とくに、小規模事業所等においては、今後、限度日数に達した時点でたちまち

経営が立ちいかなくなるケースも発生することが懸念されことから、以下の各点について改善されたい。

- ①売上高または生産量要件（現行：「前々年同期」と比較可能）を、今後ともリーマンショック以前（「3年前同期」）と比較可能とすること
- ②支給限度日数（現行：3年間で300日）の延長
- ③中小企業緊急雇用安定助成金の恒久化

（2）中小企業の人材確保の支援 ★

少子高齢化が進行するなか、技能伝承などの観点から、人材確保・維持は中小企業にとって、重要な課題である。

については、採用活動や教育・訓練など、雇用の維持・確保に努める中小企業に対し、以下の点について配慮願いたい。

- ①平成22年度末が期限の人材投資促進税制の再延長ないし恒久化
- ②経営と雇用の両立を踏まえた最低賃金の慎重な取扱い

（3）ジョブ・カード事業の円滑な推進

ジョブ・カード事業は発足後3年目を迎え、非正規社員はもとより正社員としての経験の少ない求職者および職種転換を希望する求職者の正社員化を促進するという制度趣旨を踏まえ、制度のさらなる充実と、求職者や求人企業にとっての利便性を高めるために、とくに以下の点について特段な配慮を賜りたい。

- ①キャリア形成促進助成金制度の継続
- ②現在の厳しい雇用情勢を踏まえた新卒者への対応として有期実習型訓練における対象者要件の緩和（現行の「学校卒業後6ヶ月以内の者を除く」という要件の大幅な緩和）
- ③各種申請における雇用・能力開発機構の都道府県センターにおける対応の統一化
- ④ハローワークによる認定企業に対する求職者の誘導強化
- ⑤雇用・能力開発機構の廃止・業務移管における対応の円滑化

（4）新卒者・若年層の雇用促進 ★

特に厳しい状況にある新規学卒者・若年層の職業能力を開発するとともに雇用を促進するため、新卒者就職応援プロジェクトや新卒者体験雇用事業を継続・拡充するとともに、若年者等正規雇用化特別奨励金を増額されたい。

6. 中小企業税制の拡充

（1）中小法人の定義の拡大と軽減税率の適用所得金額の引き上げ

平成11年度の中小企業基本法改正において、中小企業の定義が拡大されており、税法上の中小法人についても、「資本金3億円以下」（現行：資本金1億円以下）とされたい。

また、平成21年度税制改正で中小法人の軽減税率の引き下げがなされたが、その適用所得額についても、現行800万円を大幅に引き上げられたい。

さらに、中小企業の海外流出を防ぐためにも、諸外国のなかでも最も高い水準となっている法人実効税率を引き下げられたい。

(2) 事業承継税制の柔軟な運用 ★

中小企業の円滑な事業承継に資するため、平成21年度税制改正により創設された「非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」の利用が徐々に始まっているが、適用要件等が厳しいため十分活用できていないとの声があがっている。

中小企業の事業承継は、経営者一族の財産の承継ではなく、産業基盤や雇用の受け皿など、地域において大きな役割を果たす国の財産の承継であり、この火を絶やしてはならない。

このため、経営状態が急激に悪化した場合、雇用継続要件の緩和を図るなど、納税猶予制度を中小企業経営者にとってより使いやすい制度とされるとともに、取引相場のない株式の評価方法の抜本的見直しを図られたい。

7. 中小企業のモノづくり・イノベーションに対する支援

(1) 中小モノづくり産業の競争力強化

基盤技術から最先端分野まで幅広いモノづくり技術こそわが国の国力の源であり、激しい国際競争下にある企業をバックアップするため、下記事項をはじめ、技術開発・製品化の両段階において、税制・予算面での施策を集中投入されたい。

① 研究開発の強力なバックアップ

激化する国際競争に伍していくためには、「短期・巨額」の研究開発投資が不可欠である。

については、中小企業の技術開発とその成果の事業化を支援する「SBIR（中小企業技術革新制度）の周知強化と活用促進を図られるとともに、技術の陳腐化が著しい先端分野の研究開発について支援税制・補助金を思い切って拡充されたい。

また、中小モノづくり企業の基盤技術（ casting・鍍金など）高度化に関する研究開発を支援する戦略的基盤技術高度化支援事業を一層拡充されたい。

② モノづくり中小企業の実証支援策の創設 ★

製品の実証段階にある中小企業を支援するため、モノづくり中小企業製品開発等支援補助金を復活させるなど、提案公募型の実証支援制度を設けられたい。

③ 製品化・量産段階での支援策の抜本強化 ★

わが国企業が、手厚い政策支援を受けた新興国企業と競争し、外貨を獲得して国力を高めていくためには、研究開発・特許取得促進はもとより、実際の製品化・量産段階での競争力強化が重要な鍵を握る。

世界トップレベルの技術を有しながら設備投資段階で遅れをとり、上市された製品が十分なシェアを確保できない事態を避けるため、成長分野における設

備投資に関し、減価償却の加速化や助成金など税制・予算両面での支援策を思い切って拡充されたい。

④産学官連携推進事業の拡充 ★

産学官の連携により、イノベーションの促進や技術移転など、その機能が最大限に発揮できるよう、予算の拡充、競争的資金への更なる優先的割り当て、共同研究・事業化を促進する補助金制度の創設等を図られたい。

⑤中小企業の経営革新への支援強化

研究開発や新分野進出など経営革新に取り組む中小企業を支援するため、経営革新計画の承認企業に対する補助金制度の復活をはじめとした各種支援メニューの充実及び承認手続きの簡素化を図るとともに、地域格差のない審査基準・運用の実施に努められたい。

(2) 知的財産の保護・利活用の推進 ★

資源の乏しいわが国が、グローバル競争の中で持続的な経済成長を実現するためには、イノベーションを進め、新しい技術・製品による顧客創造が不可欠である。

しかしながら、資金面・人材面等の理由から、中小企業の特許出願比率は約10～12%と低迷しており、更なる支援が必要である。

については、次の措置を講じられたい。

- ①地域差が生じない外国出願費用助成制度の創設
- ②特許審査・維持にかかる料金の引き下げ、軽減手続きの簡素化及び実施許諾用意制度（ライセンス・オブ・ライト）の導入
- ③地域に密着したきめ細かな相談・支援体制の更なる強化
- ④研究や製造の設備を持たず、高額な損害賠償金やライセンス料を請求するパテントトロールへの対策（差止め請求権の在り方の検討等）

8. サービス産業のイノベーション促進

サービス産業は、わが国GDPの約7割を占め、その活力増進は経済全体の底上げに直結するとともに今後の成長エンジンとなることが期待されている。

については下記の施策により、サービス産業のイノベーション促進に努められたい。

- ①イノベーション促進に向けた地域のプラットフォームの運営支援
- ②サービス産業の付加価値・生産性向上に向けた学術体系の構築や研究開発などのハブとなる公的な推進拠点の強化
- ③サービス産業の国際展開に際しての支援強化

Ⅲ 経営環境の変化に対応した中小企業の振興

1. まちづくりの推進と商店街の活性化

(1) 商店街の再生支援施策の充実

商店街内で、事業を廃業しても住宅として住み続ける元事業主が多く、商店街の空洞化を助長するとともに、適切なテナントミックスに支障をきたしている。

については、地域商店街活性化法で認められている譲渡所得特別控除の譲渡対象、適用要件を緩和するとともに、不動産を保有・売買する場合の種々の税制等における優遇措置を併せて整備されたい。

また、大型店、チェーン店等の地域活動への参画促進についても対策を講じられたい（商店街をはじめとした地域団体への加入促進等）。

(2) 環境にやさしいまちづくりの推進

大型店における駐車場の必要台数確保は、周辺道路交通への影響を最小限に抑制する観点から立地法の「指針」で示される一方、地域の事情に応じた弾力的な運用も認められている。

しかし、この基準が厳格に運用されるあまり、都心部では逆に車の流入が増加し周辺交通の渋滞を招いている。

については、公共交通等による利便性が一定確保されている場合には駐車場の抑制を図るなど、環境にやさしいまちづくりを推進されたい。

2. 省エネ・低炭素経営の促進

平成 21 年度税制改正並びに予算等で、各種税制措置や助成制度が講じられたが、環境技術・省エネルギー分野における、わが国の競争力を維持・強化し、環境・エネルギー関連産業の振興を図り、省エネ・創エネに関する技術革新と製品の普及促進を後押しする大胆な各種支援制度が不可欠である。

については、需給両面にわたる民間の取り組みを促進するため、以下の措置を講じられたい。

- ①研究開発並びに省エネ・創エネ設備導入を促進する大胆な補助金・税制・金融支援制度の拡充
- ②中小企業が開発した先進的な技術・製品を客観的に性能評価・実証を支援する助成制度の創設
- ③優れた環境技術を有する企業同士の事業連携・マッチングするコーディネーター制度の創設
- ④温室効果ガス排出の実態を把握・削減に取り組んでいる中小企業への支援メニューの創設
- ⑤中小企業の環境・エネルギー分野への参入支援および事業強化支援

3. 中小企業の IT 化支援 ★

中小企業においても、生産性向上の観点から IT の活用が重要である。しかしな

がら、人材面・資金面などから十分に進展していないのが現状である。

については、企業内における情報統括責任者（CIO）の育成はじめ専門的な研修・訓練に対する助成など、経営にITを戦略的に取り込もうとする中小企業者を支援する施策の充実を図りたい。

また、モノの生産・流通・販売・廃棄まで、すべてのプロセスにかかるエネルギー消費量や廃棄物排出量の削減を図る「グリーンIT」について、中小企業がその積極的な推進が図られるよう、設備投資減税の拡充や、制度の普及促進などに一層取り組まれない。

4. 工場集積の維持・拡充に向けた施策強化

一定規模以上の都市部の工場集積地については、住宅よりも工場立地を優先させるなど、産業競争力の維持・向上と地域の生活環境との両立を目指した土地利用策を検討されたい。

加えて、工場跡地を行政が取得ないしは借り上げ、貸し工場を建設するなど、産業集積を維持する方策を検討されたい。

5. 業態転換・新業態開発に係る支援施策の充実 ★

産業構造の適正な転換を図るため、経営環境の変化により、構造的不況に陥っている産業（小規模小売・卸売業や建設業等）の業態転換・新業態開発等を促進する支援施策を実施されたい。

IV 地域の特性を活かした地方再生・活性化への支援

1. 医療・ライフサイエンス産業への支援および中小企業の参入促進

医療・ライフサイエンス産業は、国の新成長戦略において「ライフ・イノベーションによる健康大国」の重点分野の一つとして位置づけられ、成長力強化や内需拡大の観点から注目を集めている。

関西では、神戸医療産業都市構想、彩都ライフサイエンスパーク、京都バイオシティ構想、関西文化学術研究都市を中心に、わが国を代表する広域的なバイオクラスターの形成を目指している。また、中部においても、東海バイオものづくり創生プロジェクトが国の産業クラスター計画に位置付けられている。これらの取組みを加速させるとともに、医療機器分野への中小企業の参入を促進するため、以下の措置を講じられたい。

- ①創薬・医療機器開発・先端医療等に関する施設整備への投資
- ②研究開発や試作等の事業化、市場調査や販路開拓に向けた取組みに対する補助制度の拡充
- ③薬事法に基づく承認手続きの迅速化（審査・承認の分権是正）
- ④医療機器開発を後押しする、業種や企業規模を超えたアライアンスの促進
- ⑤医療機器開発特有の問題に専門家の指導が受けられる制度の創設

2. 大阪湾岸地域（パネルベイ）における環境関連産業の振興

大阪湾岸地域（パネルベイ）は、環境・エネルギー関連分野などにおいて世界トップクラスの集積が進んでおり、次世代を担う先端産業の戦略拠点として振興することで、国全体の産業活力増進が期待できる。

については、工場立地規制の大幅緩和、関連予算の傾斜配分など、幅広い分野での施策を集中的に展開されたい。例えば、省エネルギー・創エネルギーに資する設備を導入した企業に対し敷設面積に応じて工場の容積率を割り増すなど規制緩和を図られたい。

さらに、従来よりも温室効果ガス削減効果が認められる工場の建設に際しては、その効果の一定割合を環境施設面積率に算入する新手法の導入を検討されたい。

3. 次世代スーパーコンピュータの利活用の促進

神戸に建設中の次世代スーパーコンピュータについては、幅広い国内の中堅・中小企業における利活用が促進されるよう、効果的かつ利用しやすい制度・仕組みを整備されたい。

特に、中堅・中小企業における、次世代スパコン活用に至るまでのステップアップ支援、産業利用ニーズの掘り起こしを図るため、全国の企業経営者や研究者を対象とした利活用促進セミナー等を開催し、理解増進を図られたい。

4. 航空宇宙産業の振興育成 ★

国産旅客機の事業化をはじめ、航空機市場の拡大など、航空宇宙産業は成長分野の一つに数えられており、とりわけ、中部地域は、わが国航空機生産の50%以上を占める一大生産拠点であることから、その寄せられる期待は大きい。

こうした航空宇宙の先端技術は、素材や部品加工など、他産業への技術波及効果が大きいものの、航空宇宙分野への新規参入機会は十分なものとは言い難い。

このため、航空宇宙産業を自動車に続く裾野の広い産業となるよう、その振興・育成に向け、航空宇宙を支える技術の高度化や技術移転、さらには人材の育成など、同産業へ中小企業の参入を促進する施策の展開を図られたい。

以 上